

(参考) 前回(平成22年7月)の「審査基準および配点表」

① 審査基準等

I 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。

審査項目	審査基準	配点	評価点		
			良	可	不可
1 病院の基本理念・運営方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・県の病院事業における基本的な政策や計画、志摩病院の設置目的や位置付け等を十分に理解した上で、それらに適合した理念や運営方針を持っているか ・県の施策(人権尊重、男女共同参画、環境保全活動、ユニバーサルデザイン、次世代育成支援など)に基づく提案であるか 	2	2	1	0

II 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。

2 安全対策、危機管理体制等	・安全管理、院内感染対策、医療事故等発生時のマニュアルが整備され、適切な対応・対策が十分に考えられているか	2	2	1	0
	・防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制が十分に考えられているか				
	・医療倫理に基づく適切な医療の提供が考えられているか				
	・個人情報保護のための対策が十分に考えられているか				
3 施設及び設備の維持管理	・施設の現状を正しく認識し、適切な維持管理のための基本的な考え方があるか	2	2	1	0
	・外来・入院患者向けのサービスや満足度の向上などにつながる具体的かつ適切な計画になっているか				

III 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。

4 基本的な医療機能	① 診療科	現行の診療機能の維持や充実のための方策について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	② 外来診療体制	外来診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	③ 入院診療体制	入院診療体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	④ 看護	看護に係る組織体制の確立や教育機会の提供等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑤ 地域医療全体の質の向上	地域医療機関との連携や地域医療の質の向上について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑥ 病院及びスタッフの管理体制	医師、看護師、その他の病院職員の確保、採用及び配置計画や、各部門の組織・責任体制等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0

審査項目	審査基準		配点	評価点		
				良	可	不可
5 政策的医療機能	① 医師、看護師等の人材育成	医師・看護師、地域の医療人材の育成について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	② 救急医療の確保	救急医療に係る診療方針、診療体制等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	③ 災害時医療	災害医療への対応等について、日常的な訓練も含め、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	④ へき地医療	へき地医療支援について、地域の拠点病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑤ 医師、看護師等の研究研修	病院内外の医療従事者の資質・能力向上を図るような研究研修体制について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑥ 高度医療	高度医療の提供について、地域の中核病院としての具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑦ 特殊医療	周産期医療、小児入院機能の回復及びそのための医師・看護師の配置等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
	⑧ 精神科身体合併症医療	精神科医療に係る診療方針、診療体制や関連診療科との連携等について、具体的かつ適切な計画になっているか	2	2	1	0
6 住民の意見等を生かす仕組み	・住民の意見等を管理運営等に生かす仕組みについて、具体的かつ適切な計画になっているか		2	2	1	0

※上記審査項目4及び5については、指定管理期間開始後3年以内に実現可能な計画になっているかを含めて審査する。

IV 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

7 収支計画等	・病院運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ実現可能なものか	2	2	1	0
	・経費節減につながる提案があるか				

V 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

8 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等	・他の病院での運営実績など安定的な人的基盤を有し、または確保できる見込みがあるか	2	2	1	0
	・病院事業における実績を有し、施設を継続的、安定的に運営できる能力があるか				
	・病院運営（指定管理業務）に関する専門的知識や経験を十分に有し、かつ熱意や意欲を持っているか				

各委員 40 点満点 × 8 名 = 320 点満点

② 第一次審査

上記(1)の申請資格の審査を通過した申請者および下記(4)の失格事項に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の審査を行い、上記①の審査基準等の配点に基づき採点します。

選定委員会は最低基準を設定し、申請者からの提案内容が県の求める要求水準を満たしているか否かの判断基準とします。最低基準は、選定委員会委員が採点した総得点(320点満点)の5割以上(160点以上)とし、最低基準を満たしていない場合には順位付けを行いません。

なお、各審査項目において低い評価であった場合には、最低基準を満たした場合であっても、選定委員会においてその取扱いについて審議を行います。

第一次審査の結果は、審査終了後速やかに、すべての申請者に書面で通知します。

③ 第二次審査

第一次審査を通過した申請者を対象に、上記①の審査基準等に基づき選定委員会によるヒアリングを第二次審査として実施します。

なお、ヒアリングでは、申請者による提案内容の説明(プレゼンテーションによる説明)に対し質疑を行ったうえで審査を行います。

ヒアリングは、9月中旬～10月上旬を目途に実施することとし、その詳細については別途通知します。

④ 審査における留意点

上記①の審査基準等のうち、特に、「4基本的な医療機能」、「5政策的な医療機能」および「9安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等」を重点項目として審査を行います。

⑤ 順位付け

申請者からの提案内容については、第一次審査による事業計画書等の採点および第二次審査でのヒアリングを経て、選定委員会における審議により順位を決定します。